平成２５年（フ）第３６８号
群馬県佐波郡玉村町大字下之宮162番地17
債務者　村田　則夫
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８４号
群馬県前橋市敷島町265番地６　セゾンブローニュ201号
債務者　木内　礼子（旧姓佐原）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９３号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手2153番地１　セレソローサＡ棟205号
債務者　岡本　英子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
群馬県前橋市西片貝町３丁目243番地　ウイングハイツ101号
債務者　髙山聖官こと　髙　　聖官
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３号
群馬県伊勢崎市鹿島町450番地３
債務者　柴山　優子（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
群馬県前橋市田口町1309番地３
債務者　嶋田　幹子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
群馬県渋川市中村78番地７　木村アパート
債務者　齋藤　久子
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２号
静岡県富士宮市小泉1539番地の７　グリーンヒル小泉Ｂ202、前住所静岡県富士宮市万野原新田4075番地の９
債務者　吉浦　優子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２号
三重県松阪市久保町783番地１　グラン・ホワイエ・シャトレＢ棟107号
債務者　山口　弘之
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１４２２号
京都市右京区嵯峨北堀町20番地の12　日本住宅公団
債務者　江上　勝二
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３８号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地１―204
債務者　平井　義夫
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３９号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地１―204
債務者　平井　清子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
京都市南区吉祥院砂ノ町24番地　中村ハイツ303号
債務者　関口　雄治
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５２号
京都市西京区大枝沓掛町５番地６　府営住宅洛西沓掛団地３棟301号
債務者　辻出　順子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５８号
京都市伏見区京町南７丁目26番地４、前住所京都市伏見区下鳥羽中三町103番地　インレット305
債務者　安井　達也
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６７号
京都府向日市上植野町樋爪６番地の20　菊香荘101号
債務者　今西　凱夫
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８８号
大阪府松原市天美北２丁目４番５号
債務者　金川　武長
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係